

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

2024年3月5日

株式会社 証券保管振替機構

1 改正趣旨

株式等振替制度における非上場株式等の取扱い開始に伴い、「有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則」の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 利用者の範囲の見直し

口座管理機関でない者が指定株主名簿管理人等として決済照合システムを利用可能とする。(第5条、第7条)

(2) その他

その他、所要の改正を行う。(第6条、第9条)

3 施行日

2024年4月1日から施行する。

以 上

有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則の一部改正について

別紙

1 有価証券の取引等の決済条件の照合等に関する規則（平成15年2月1日通知）

（下線部分変更）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（利用者の範囲）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 指定株主名簿管理人等（株式等の振替に関する業務規程第13条第1項に規定する指定株主名簿管理人等をいう。）</u></p> <p><u>(4)（略）</u></p> <p><u>(5) 特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。）</u></p> <p><u>(6)（略）</u></p> <p>（利用申請の手続き）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 有価証券の取引等の決済条件の照合等の全部又は一部を利用者に代わって行う者(以下「業務代行者」という。)として<u>機構が認める他の者を</u>指定しようとするときは、当該業務代行者の商号又は名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱責任者の役職名及び氏名</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>（利用申請の審査及び承認）</p> | <p>（利用者の範囲）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(3)（略）</u></p> <p><u>(4) 特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家であって、第1号及び第2号に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(5)（略）</u></p> <p>（利用申請の手続き）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 有価証券の取引等の決済条件の照合等の全部又は一部を利用者に代わって行う者(以下「業務代行者」という。)として<u>他の新規利用申請者又は利用者</u>を指定しようとするときは、当該業務代行者の商号又は名称、所在地及び業務の範囲並びに当該業務代行者の業務取扱責任者の役職名及び氏名</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>（利用申請の審査及び承認）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第7条 機構は、前条第1項の規定により、新規利用申請者又は利用者から申請書の提出を受けた場合で、当該新規利用申請者又は利用者が第5条第1号から第5号に掲げる者にあつては第1号及び第2号、第5条第6号に掲げる者にあつては第1号及び第3号の基準に適合するものと認めるときは、新規利用申請者による決済照合システムの利用又は利用者による申請を承認するものとする。</p> <p>(1) 有価証券の取引等の円滑化を図るため決済照合システムを利用する必要性を有していること。ただし、第5条第4号に掲げる者にあつては、それらが定める業務方法書(金融商品取引法第156条の3第2項第4号に規定する業務方法書をいう。)に定める業務を営むため、決済照合システムを利用する必要性を有していること</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第9条 利用者は、機構に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> | <p>第7条 機構は、前条第1項の規定により、新規利用申請者又は利用者から申請書の提出を受けた場合で、当該新規利用申請者又は利用者が第5条第1号から第4号に掲げる者にあつては第1号及び第2号、第5条第5号に掲げる者にあつては第1号及び第3号の基準に適合するものと認めるときは、新規利用申請者による決済照合システムの利用又は利用者による申請を承認するものとする。</p> <p>(1) 有価証券の取引等の円滑化を図るため決済照合システムを利用する必要性を有していること。ただし、第5条第3号に掲げる者にあつては、それらが定める業務方法書(金融商品取引法第156条の3第2項第4号に規定する業務方法書をいう。)に定める業務を営むため、決済照合システムを利用する必要性を有していること</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第9条 利用者は、機構に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。<u>ただし、利用者が機構の加入者(法第2条第3項に規定する加入者をいう。)又は間接口座管理機関(口座管理機関(同条第4項に規定する口座管理機関をいう。)のうち、他の口座管理機関から口座の開設を受けた者をいう。)</u>である場合には、第1号から第3号までに掲げる事項の届出は要しない。</p> |

2 附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

以 上